

23 給衛協発第 112 号

平成 23 年 11 月 30 日

登録検査機関長 殿

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会長 奥村 明 雄



「水質検査における精度向上と信頼性確保のための講習会」のご案内
～水質検査・管理業務等委託積算要領の作成のポイント～

拝啓、晩秋の候、貴機関におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃、本部活動の実施につき、格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 10 月 3 日付で、厚生労働省から、水道法施行規則の改正が公布されるとともに、関係通知が発出されました。今回の改正は、昨年来検討が進められてきた「水質検査の信頼性確保」を進めるための具体策として行われたものであります。

今回の改正の背景には、厚生労働省の検討会報告にも指摘されているように、登録制度移行後、検査機関の数が従来の 3 倍に増加し、競争が激化した結果、検査料金が大幅に低下することとなり、その結果、持続的な経営に支障を生ずる事態となり、一部の機関で検査の信頼性を損なう事態が生じていることにあります。

従って、今回の問題は、何よりもまず検査機関の問題として自ら取り組まねばならない課題であり、検査機関が自ら、国民の信頼を回復することに全力を挙げなければならないと考えます。

そのため、当協会では、6 月の総会で、まず会員の守るべき倫理規範を採択するとともに、来年度に向けてコンプライアンスを含む検査員講習会の見直しに着手しています。

また、今回の問題の背景である競争の激化と検査料金の大幅な低下に対しては、コストを反映する適切な料金設定と最低価格調査制度の検討等契約方式の見直しが重要と考え、厚生労働省や社団法人日本水道協会、全国簡易水道協議会に対し、適切な対応が取られるよう要請を行うとともに、自らも検査機関の参考となる標準業務要領の作成に関する検討を進めてきました。

今回の施行規則の改正においても、このような考え方から「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が明記され、必要な費用を賄えるものであることを明らかにしています。

施行規則の改正と関係通知の内容は、来年の 4 月から施行されますが、登録検査機関におかれましては、今回の改正の趣旨、内容をしっかりと把握されるとともに、検査の信頼性の確保に向かって大きな前進となるよう、自ら努力していかねばならないと

思います。

このような趣旨から、当協会では、今回の信頼性の確保のあるべき方向性を定められた厚生労働省の「水質検査の信頼性の確保に関する取組検討会」の座長を務められ、NPO法人水・環境分析技術支援ネットワークの理事長を務められている安藤正典先生と共同で、水道事業者、登録検査機関を対象として、下記のとおり、講習会を開催することとしました。

この講習会では、今回改正の背景、改正の内容、今後の展望等、信頼性の確保に関する登録検査機関の取り組みに関する講演に合わせて、日本水道協会が検討を進めてこられた「水質検査・管理業務等委託積算要領」のご説明をいただくこととしております。

今、登録検査機関は、大変厳しい状況にあります。今回の改正が検査に対する信頼性を高め、検査機関の安定的な運営につながるきっかけとしていただければ幸いです。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

敬具

記

1. 主催・後援

主催：特定非営利活動法人 水・環境分析技術支援ネットワーク

共催：一般社団法人 全国給水衛生検査協会

後援（申請中）：厚生労働省水道課 社団法人日本水道協会 全国簡易水道協議会

2. 参加対象者

登録検査機関及び水道事業者（主に簡易水道関係者）

3. 開催日時・会場・定員

1) 東京会場

日時：2012年1月11日（水） 9：50～16：30（予定）

場所：北とぴあ 飛鳥（13F）

定員：200名程度（最大240名）

2) 大阪会場

日時：2012年1月24日（火） 9：50～16：30（予定）

場所：日本水道協会 大阪支所

定員：100名（最大）

※講義内容・時間等の詳細は、別添案内状をご覧ください。

4. 参加費

会員 7,000円（解説本・配布テキスト込み）

非会員 9,000円（解説本・配布テキスト込み）

※お申込方法は、別添案内状をご覧ください。